中条町・黒川村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村合併協議会規約第10条第3項の規定により、中条町・黒川村合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の半数以上からの賛成の採決により、非公開とすることができる。
- 2 会議の運営は、公平、公正に行わなければならない。
- 3 会議は、円滑かつ効率的に議事が運営されるよう努めなければならない。(議長)
- 第3条 議長は、円滑かつ効率的な議事進行に務めなければならない。
- 2 議長は、会議の秩序保持に必要な措置をとることができる。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(定足数)

- 第5条 会議成立のための定足数は、規約第10条第1項の規定により、半数以上の委員の出席をもって開会する。
- 2 開会前又は会議中、定足数を欠くに至ったときは、議長は延会等を宣告する。 (議事)
- 第6条 議長は、会議の日時会議に付する議題及びその順序を記載した議事日程を定め、 会議開催時に配布しなければならない。
- 2 議長が必要と認めるとき又は委員から要請されたときは、会議に諮って議事日程の順序を変更し、又は他の案件を追加することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるとき、又は委員から要請があるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。

(委員の発言)

第7条 委員は、挙手により議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表 決)

第8条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の過半数をもって決する。

(会議録の調製及び公表)

第9条 議長は、出席委員等必要な事項を記載した会議録を調製し、これを公表する。

ただし、非公開会議の議事に関わる記録はせず、委員についても同議事の内容について、守秘義務を負うものとする。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項及び疑義については、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月13日から施行する。